●●地区○○○（施設名）避難所運営委員会規約（例）

（趣旨）

第１条　大規模な地震等の災害の発生に備え、自助･共助･公助の役割分担と連携により、避難所の存する地域内の住民が、主体的に当該避難所の開設及び運営を円滑に行うため、避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（構成）

第２条　運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）避難を予定する地域住民（以下「地域住民」という。）

（２）施設管理者若しくは施設管理者が指定する者（以下「施設管理者」という。）

（３）市災害対策本部から派遣される避難所担当職員（以下「市担当職員」という。）

（４）運営委員会で承認した地域活動団体及びボランティア団体等

（５）災害時において、避難者から互選された避難者の代表及び避難所運営に従事する者（以下「避難者代表」という。）

（地域住民の責務）

第３条　地域住民は、自治会及び自主防災会を中心に、平常時から避難所生活における役割分担や避難所施設の利用方法等を定め、災害時においては運営委員会により緊急に避難所を開設する必要がある場合に避難所を開設し、主体的に公平な避難所運営を行うとともに、避難所のルールを守り、共助の精神に基づき、安全で安心な避難生活を行う。

（施設管理者の責務）

第４条　施設管理者は、使用する施設の維持管理を行うとともに、緊急に避難所を開設する必要がある場合に、運営委員会と連携し、円滑な避難所運営を支援する。

（市担当職員の責務）

第５条　市担当職員は、避難所を開設し、運営委員会及び施設管理者と連携して、避難所運営の取りまとめを行うとともに、市災害対策本部との連絡調整等を行い、円滑な避難所運営を支援する。

（運営委員会の活動）

第６条　運営委員会は、次の事項について会議し、活動を行う。

（１）平常時の活動

① 運営委員会の組織・運営委員会の運営に関すること。

② 避難所開設・運営マニュアルを作成し、必要に応じて修正・補足を行うこと。

③ 避難所に必要な資機材、備蓄品の維持管理に関すること。

④ 災害時要配慮者支援を含めた地域の連絡体制の確立に関すること。

⑤ 避難所開設・運営等の訓練の実施に関すること。

⑥ その他、運営委員会の目的達成に必要な活動に関すること。

（２）災害時

① 避難所開設・運営マニュアルに基づく避難所の開設と運営に関すること。

② 地域における安否情報・被害状況の集約に関すること。

③ その他、避難所運営及び避難に関し必要な事項に関すること。

（役員）

第７条　運営委員会には、次の各号に掲げる役員を置く。

（１）委員長 １人

（２）副委員長 ２人

（３）班長 ●人

２　前項に掲げる役員は、第２条に定める者のうちから互選する。

（役員の職務）

第８条　委員長は、会務を統括し、運営委員会を代表する。

２ 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。なお、委員長は、あらかじめ職務を代理する副委員長を指名しておくものとする。

３ 班長は、第１１条で定める活動班を統括する。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

２ 前項の役員の任期の期間中において、当該役員が辞任した場合、又は避難所から退所した場合等には、後任の役員を選出するものとする。なお、後任の任期は前任者の残任期間とする。

（会議の開催）

第１０条　運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２ 平常時は、会議を年１回以上開催するものとする。

３ 災害時は、定例会議として毎日開催し、班の意見、要望等を協議し、必要と認める事項を決定する。

（活動班の設置）

第１１条　運営委員会に、災害時の活動班として次に掲げる班を設置する。（以下「活動班」という。）ただし、避難者の状況等により、必要に応じ、分割、増減できるものとする。

（１） 総務班

（２）　情報班

（３） 救護班

（４） 食料班

（５） 物資班

（６）　環境班

２ 活動班は、第７条第１項第３号に定める班長が担任する。

３ 班長を補佐する者として、必要に応じて活動班に副班長を置き、班長が指名する。

（活動班の業務）

第１２条　前条第１項に規定する活動班の業務は次のとおりとする。なお、以下の各項は例示であり、第６条に基づき、業務分担やローテーション等を平常時から検討・更新するものとする。

（１）総務班

ア 運営委員会の事務局に関すること

イ 避難者名簿の管理に関すること

ウ 生活のルールに関すること

（２）情報班

ア 情報収集に関すること

イ 市災害対策本部への情報伝達に関すること

ウ 避難者への情報伝達に関すること

（３）救護班

ア 救護活動に関すること

イ 避難所内にある医薬品の種類、数量の把握に関すること

ウ 避難所内の疾病者の把握に関すること

（４）食料班

ア 食料の調達に関すること

イ 炊き出しに関すること

ウ 食料の受入れに関すること

（５）物資班

ア 物資の調達に関すること

イ 物資の受入れに関すること

ウ 物資の管理・配布に関すること

（６）環境班

ア ゴミに関すること

イ　風呂に関すること

ウ　トイレに関すること

（災害時活動の停止）

第１３条　活動班は、電気、水道及び下水道等のライフラインの復旧等により、避難所内から避難者が全員退所した場合や、避難者を移動させるなど市災害対策本部から閉鎖等の指示等があった場合に、避難所を閉鎖し、活動を停止する。

（経費）

第１４条　運営委員会の開催及び運営に係る経費は別途定める。

（補則）

第１５条　この規約に定められていない事項及び疑義が生じたときは、その都度運営委員会で協議して決定するものとする。

附則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。